

測量・建設コンサルタント業務の入札制度の改正について（お知らせ）

中津市では、平成23年度より市内建設コンサルタント業全体の底上げを図り、業務を適正かつ確実に遂行できる技術者の配置と、市発注業務を受注できる環境を構築することが必要との考えから、建設工事に係る一部の業務委託について業務種別ごとに手持ち制限を設け運用してまいりましたが、現行の制度では技術者の人数に関係なく各業者一律の制限となっており、技術者の配置による適正な受注機会の確保を図るため、令和3年6月1日以降の指名通知案件より下記のとおり改正することとしましたのでお知らせいたします。

1. 手持ち制限について

(1) 対象業者及び業務等 （※変更なし）

- ①対象業者は、全業者とする。
- ②対象業務は、測量業務（測量一般）、土木関係建設コンサルタント業務（道路部門、下水道部門又は上水道及び工業用水道部門）及び建築関係建設コンサルタント業務（建築一般）の3業務5部門とする。
※随意契約、設計金額100万未満の業務、災害復旧に係る業務、施工監理業務は除く。また、業務内容が特殊又は専門性が高い場合は手持ち業務件数から除くことがある。
- ③契約締結から業務完了後の検査に合格していない案件を手持ち業務とする。
- ④対象技術者は、管理技術者のみとする。
- ⑤配置する技術者は、契約書提出時点において、受注者（落札者）と3ヵ月以上の直接的かつ恒常的な正規雇用関係にあること。

(2) 手持ち業務件数 （※1業者あたりの手持ち業務制限を廃止）

→1業者あたり

- ①測量業務は、3業務までとする。
- ②土木関係建設コンサルタント業務は、7業務までとする。
- ③建築関係建設コンサルタント業務は、3業務までとする。

・1技術者あたり （※変更なし）

- ①測量業務は、2業務までとする。
- ②土木関係建設コンサルタント業務は、3業務までとする。
- ③建築関係建設コンサルタント業務は、2業務までとする。

※ただし、1業務で重複する業種（測量・設計等）のそれぞれの管理技術者となる場合は、1業務（土木関係建設コンサルタント）とみなす。

2. 落札制限について

(※変更なし)

(1) 対象業者及び業務等

①対象業者は、全業者とする。

②対象業務は、全ての業務とする。

※同日同一業務の開札において1業者が複数指名を受けていない場合、随意契約、設計金額100万円未満の業務は除く。また、入札不調の恐れがある場合、競争性が確保できなくなる場合、業務内容が特殊又は専門性が高い場合は手持ち業務件数から除くことがある。

(2) 落札制限件数

1業者の同日同一業務の落札制限件数は、同日同一業務の指名件数に4/10を乗じて得た数(小数点以下四捨五入)を上限とする。

※落札については、開札順序により決定し、上限件数に達した時点で以降の案件について応札した入札は無効とする。

【問合せ先】

中津市役所 契約検査課

0979-62-9875